

議案第82号

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年11月26日 提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市告示第 号

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年瀬戸内市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「及び長船クリーンセンター」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第126号)新旧対照表

現行				改正後			
別表第3(第14条関係) クリーンセンターかもめ及び長船クリーンセンターに持ち込まれたごみの処理手数料				別表第3(第14条関係) クリーンセンターかもめ_____に持ち込まれたごみの処理手数料			
区分 種類	家庭系廃棄物	事業系一般廃棄物(一般廃棄物とあわせて処理することを市長が認めた産業廃棄物を含む)	備考	区分 種類	家庭系廃棄物	事業系一般廃棄物(一般廃棄物とあわせて処理することを市長が認めた産業廃棄物を含む)	備考
通常ごみ	重量が50kg以下のもの 300円	重量が10kgまでごとに120円		通常ごみ	重量が50kg以下のもの 300円	重量が10kgまでごとに120円	
	重量が50kgを超えるときは10kgを増すごとに30円				重量が50kgを超えるときは10kgを増すごとに30円		